

エコアクション21ガイドライン

第2章2の実施主体に求められる要件への対応について

一般財団法人 持続性推進機構

1. 営利を目的としない法人であること。

(1) 一般財団法人持続性推進機構（以下「本機構」という。）の定款（資料1）において「非営利性が徹底された法人」の要件を満たす内容を以下のように規定している他、役員構成においてもこれを満たしている。

① 定款第8条において「この法人は、剰余金の分配を行うことができない」と規定している。

② 定款第36条において「解散時の残余財産について、公益財団法人、公益社団法人、国若しくは地方公共団体に贈与する」と規定している。

③ 本機構の理事は役員名簿（資料2）のとおりであり、理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下となっている。

④ 上記の①及び②の定款の定め違反した行為を行ったことはない。

(2) 定款は本機構のURL（<http://ipsus.jp/>）で公開している。また、役員名簿についても公開している。

*資料 1 一般財団法人持続性推進機構 定款

資料 2 一般財団法人持続性推進機構 役員名簿

2. 公正な認証・登録に関する組織運営を行い、外部有識者の参画した委員会等の設置により、公正性を担保することができること。

(1) 本機構の定款第33条において、本機構の運営のための助言機関として、外部有識者にご参画いただく「運営諮問委員会」の設置を規定している。運営諮問委員会は、10月1日以降に委員を委嘱し、設置する予定。

(2) エコアクション21認証・登録制度実施要領（以下「実施要領」という。資料3）の「1. 3 エコアクション21認証・登録制度の実施体制」において、外部有識者の参画した「エコアクション21運営委員会」、「エコアクション21審査人認定委員会」、「エコアクション21審査人倫理委員会」、「エコアクション21判定委員会」及び「エコアクション21公平性委員会」の設置を規定している。

なお、これらの各種委員会を含めたエコアクション21認証・登録制度の運営体制は、資料4の図を参照。

*資料 1 一般財団法人持続性推進機構 定款

資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

資料 4 エコアクション21認証・登録の運営体制

3. 環境マネジメントに関わる適切な知識を有するとともに、適格な人材を審査人として認定した審査人に対し、力量の向上、公平性及び中立性の確保のための教育、指導及び監督を行うことができること。

(1) 審査人の認定手続き

実施要領の「3. エコアクション21 審査人の資格認定及び登録」において、審査人の認定要件、試験受験資格、試験の概要、試験合格者の講習、認定・登録の手続き、及び資格更新の要件・手続き等を規定している。

①実施要領において、審査人の要件を以下のとおり規定している。

- 1)環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）
- 2)事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境への取組を行うべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- 3)環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有していること（当該事業者が、どのような環境経営システムを構築し、運用すべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- 4)受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（以下これらを「力量」という。）を有していること

②審査人の力量向上のための教育

実施要領の「3. エコアクション21 審査人の資格認定及び登録」において、審査人試験合格者の講習について規定しているとともに、資格更新にあたって、エコアクション21全国交流研修大会及び審査人力量向上研修会の参加を要件として規定している。

また「エコアクション21 地域事務局の認定及び運営に関する規程」（以下「地域事務局規程」という。資料5）において、審査人力量向上研修会の実施を規定している。

(2) 審査人の公平性及び中立性の確保のための教育並びに指導及び監督

審査人試験合格者の講習において「エコアクション21 審査人倫理規程」（以下「倫理規程」という。資料6）の解説を必ず行うこととしている。

倫理規程において、審査人としての遵守事項、処罰等について規定しており、必要な場合は「エコアクション21 審査人倫理委員会」を開催し、指導及び監督を行っている。

(3) 審査人の認定の継承

財団法人地球環境戦略研究機関が、必要な要件を満たす者として認定した審査人約800名の認定を、本機構は継承することとしている。

*資料 3 エコアクション21 認証・登録制度実施要領

資料 5 エコアクション21 地域事務局の認定及び運営に関する規程

資料 6 エコアクション21 審査人倫理規程

4. 地域に密着した適切かつ円滑な運営ができること。

(1) 地域事務局の要件

実施要領の「4. エコアクション21 地域事務局の認定及び運営」の4. 2において、地域事務局の要件として、以下のとおり規定している。

- ①公益法人、特定非営利活動法人又は中間法人であり、地域事務局としての公益的な活動を、継続的かつ公正に行える団体であること
- ②地域の地方公共団体との協力関係があること

③エコアクション21認証・登録制度の公正かつ円滑な運営のための地域運営委員会及び地域判定委員会を設置すること（運営委員会には複数名の審査人が含まれていること）

(2) 地域事務局の業務

実施要領の4.5において、地域事務局の業務を規定するとともに、地域事務局規程（資料5）において、地域事務局の認定手続き、業務、遵守事項等について規定している。

(3) 地域事務局の認定の継承

財団法人地球環境戦略研究機関が、必要な要件を満たす団体として認定した地域事務局54団体の認定を、本機構は継承することとしている。

*資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

資料 5 エコアクション21地域事務局の認定及び運営に関する規程

5. 責任ある認証・登録を行うため、認証・登録プロセス全般に関わる者の責任及び権限を明確に位置づける規程等を適切に策定することができること。

(1) 実施要領の「1.3 エコアクション21認証・登録制度の実施体制」において、エコアクション21認証・登録制度の認証・登録プロセスに関わる中央事務局、審査人及び地域事務局の責任と権限について規定している。

(2) 審査人の業務（責任及び権限）について、実施要領の「3.8 エコアクション21審査人の業務等」において、具体的に規定している。

(3) 地域事務局の業務（責任及び権限）について、実施要領の「4.5 エコアクション21地域事務局の業務」及び地域事務局規程（資料5）において、具体的に規定している。

(4) 「エコアクション21認証・登録手続規程」（以下「手続規程」という。資料7）において、中央事務局、審査人及び地域事務局の責任と権限について、より詳細に規定している。

*資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

資料 5 エコアクション21地域事務局の認定及び運営に関する規程

資料 7 エコアクション21認証・登録手続規程

6. 本制度の透明性を担保するため、審査・認証の基準及び登録状況、審査人に関する情報等を、適切に開示することができること。

(1) 本機構として「情報公開規程」（以下「財団情報公開規程」という。資料8）を定め、財団の運営等に関する情報を公開することとしている。

(2) 実施要領の「1.6 エコアクション21認証・登録制度に関する情報公開」において、審査・認証の基準及び登録状況、審査人に関する情報等の公開を規定している。

(3) 実施要領、各種規程及び認証・登録事業者一覧、審査人一覧、地域事務局一覧については、本機構URLにおいて、10月1日に公表予定。

*資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

資料 8 一般財団法人持続性推進機構 情報公開規程

7. 本制度に関連して事業者から入手した内部情報の機密を保持することができること。

- (1) 本機構として「個人情報保護規程」（以下「情報保護規程」という。資料9）及び「情報管理規程」（以下「情報管理規程」という。資料10）を定め、適切に対応している。
- (2) 実施要領の「2. 16 事業者の機密等の保持」において、中央事務局、地域事務局及び審査人に対して、事業者から入手した情報の保護について規定している。
- (3) 地域事務局規程（資料5）及び倫理規程（資料6）において、事業者から入手した情報の保護について規定している。

*資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

資料 9 一般財団法人持続性推進機構 個人情報保護規程

資料 10 一般財団法人持続性推進機構 情報管理規程（情報セキュリティポリシー）

8. 本制度について、苦情または異議申立てが行われた場合には、適切な対応ができるよう、体制を整備することができること。

- (1) 本制度に関する、異議、苦情については、「エコアクション21苦情処理規程」（以下「苦情処理規程」という。資料11）に、事業者の認証・登録に関すること、中央事務局、地域事務局、審査人に関すること等について、公平性委員会等においてこれを取り扱う旨を規定し、必要な体制を整備している。
- (2) 更に実施要領等においても、次のように定めている。

①事業者の判定等に係る異議、苦情については実施要領の「2. 7 判定委員会による審議」の6）及び手続規程に、中央事務局判定委員会に異議を申し立てることができる旨を規定し、必要な体制を整備している。

②審査人の認定等に係る異議、苦情については実施要領の「3. エコアクション21審査人の資格認定及び登録」に基づき、中央事務局審査人認定委員会において審議する旨を、また審査人の処分に係る異議、苦情については実施要領の「3. 9 エコアクション21審査人資格の一時停止及び取消の2)」及び倫理規程に、中央事務局倫理委員会に異議を申し立てることができる旨を規定し、必要な体制を整備している。

③地域事務局の認定等に係る異議、苦情については地域事務局規程に、中央事務局運営委員会に異議を申し立てることができる旨を規定し、必要な体制を整備している。

*資料 11 エコアクション21苦情処理規程

9. エコアクション21ガイドライン及び環境省からの指導を遵守して本制度を運営するとともに、エコアクション21の普及促進に関して環境省及び関係省庁と協調して取り組むことができること。

- (1) 実施要領の「1. 2 エコアクション21認証・登録制度の実施にあたっての原則」にその旨を規定している。

*資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

10. 環境省に対し、毎年度、本制度に係る各事業年度の事業実施状況（財務状況を含む）

の報告を行うこと。また、環境省の求めに応じ、適宜必要事項の報告を行うこと。

(1) 実施要領の「1.2 エコアクション21認証・登録制度の実施にあたっての原則」にその旨を規定している。

*資料 3 エコアクション21認証・登録制度実施要領

11. 制度の運営に支障がないよう健全な財政状態を維持するとともに、次の業務及び財務等に関する資料若しくはこれらに準ずる資料を適正に作成し、原則として一般の閲覧に供していること。

- 1) 定款 → 本機構のURLで公開済み (資料1)
- 2) 役員名簿 → 本機構のURLで公開済み (資料2)
- 3) (社団法人の場合) 社員名簿 → 該当せず
- 4) 事業報告書 → 10月1日に本機構のURLで公開予定 (資料12)
- 5) 貸借対照表 → 10月1日に本機構のURLで公開予定 (資料13)
- 6) 正味財産増減計算書 → 10月1日に本機構のURLで公開予定 (資料14)
- 7) 収支計算書 → 10月1日に本機構のURLで公開予定 (資料15)
- 8) 財産目録 → 10月1日に本機構のURLで公開予定 (資料16)

12. その他の環境省提出資料

- ・エコアクション21認証・登録制度の実施に係る中期的な事業計画書 (資料17)